

ICTで元気な四国・住みよい四国～ICT利活用の促進で地域の活性化～

I 「地デジ」完全移行に向けた最終行動

本年7月24日の地上アナログ放送停波と地上デジタル放送への完全移行に向けて、放送事業者や地方公共団体、関係団体等との連携を図り、地上デジタル推進全国会議で策定した「完全デジタル化最終行動計画」に沿って、地デジ未対応者への相談対応の強化、経済弱者への地デジチューナーの無償配布、共同受信施設の地デジ化への改修推進、新たな難視地区の対策の早期実現など、「地デジ難民」を出さないよう全力で取り組んでいく。

1 地デジ未対応者への相談対応の強化【拡充】

テレビ受信者支援センター（「デジサポ」）による臨時相談所開設等により急増する相談への対応を図る。

2 経済弱者への地デジチューナーの無償配布【拡充】

NHK受信料全額免除世帯及び市町村民税非課税世帯に対するチューナーの無償提供等の支援の促進及び周知広報の徹底を図る。

3 共同受信施設の地デジ化完了【拡充】

デジタル化未対応の辺地共聴施設については、地デジ化計画に沿った対策を完了させ、集合住宅については、オーナーへのDM送付・訪問により地デジ化を促進し、受信障害施設については、施設のデジタル化に加えて障害解消地域での地デジ化を図る。

4 新たな難視地区の衛星による暫定措置及び恒久対策の早期実現【継続】

対策手法に係る地元説明未実施地区への早急な説明会を開催し、対策完了に向けた早急な工事着工を図る。

併せて、アナログ放送終了時までにはデジタル化が完了しない地区では、暫定的難視対策事業（セーフティネット）を利用しつつ、恒久対策の早期実現により難視を解消する。

5 デジタル混信等解消のための対策及び周波数再編の円滑な実施【新規】

デジタル混信等解消のため、中継局整備支援を実施していく。また、周波数の有効利用を図るため、アナログ放送終了後の周波数再編（リパック）等を関係機関と連携して円滑に実施する。

Ⅱ ICT基盤整備と利活用の促進

四国地域の社会経済の活性化、住みよい四国の形成を目指し、光の道構想の推進、地域課題解決のためのICT利活用の促進、グローバル時代に対応したワイヤレスブロードバンドのための周波数の移行・再編の円滑化、ホワイトスペースなど地域における電波の利活用の促進、地域づくり・人づくりのための地域コンテンツ流通促進など産学官連携して取り組んでいく。

1 光の道構想の推進と地域課題の解決のためのICT利活用の促進【新規】

ICT利活用と超高速ブロードバンド基盤整備を一体的に推進するため、条件不利地域の地方公共団体に対し、きめ細かな働きかけを行うとともに、市町村や地域のNPO法人、医療・教育・農業機関等に対して、ICT利活用の先進事例を紹介するなど、地域課題解決に向けた取り組みを行う。

2 ワイヤレスブロードバンドのための周波数の移行・再編の円滑化【新規】

ワイヤレスブロードバンドの実現に必要な携帯電話の新たな周波数確保のため、既存免許人への周知・相談対応を行うなど、円滑な周波数移行・再編に取り組む。

3 陸上無線通信のデジタル化の促進【継続】

消防用、防災行政用及びタクシー用などの陸上無線通信において、高度な情報伝達が可能となるデジタル通信システムの普及促進を図る。

4 ホワイトスペースなど地域における電波の利活用促進【新規】

情報通信技術の進歩に伴い、電波を使う側の視点・工夫による利活用が無限に広がることから、新たな電波の利活用に関する施策や効果など幅広い周知とコーディネートについて、地元自治体、大学、観光団体、商工団体、企業等を対象に展開し、地域における電波の利活用促進を図る。

5 地域づくり・人づくりのための地域コンテンツ流通促進【拡充】

地域コンテンツのコーディネータ育成のため、大学、地方公共団体等に対する研修会等の開催並びに四国コンテンツ映像フェスタ、映像制作研修会、セミナー等の開催を行い、地域づくりや人づくりに資する地域コンテンツの流通促進を図る。

6 携帯電話の不感エリアの解消【継続】

補助事業の活用により、携帯電話の利用可能な地域の拡大を支援し、中山間地、過疎地等に存在する携帯電話の不感エリアの解消に努める。

7 ICT分野の研究開発の推進【継続】

ICT分野の研究開発及びベンチャー支援を行うとともに、産学官の情報交換・交流を一層促進することにより、研究開発の促進と新規事業創出を推進する。

8 無線局オンライン申請の促進【継続】

免許申請等の手続の迅速化と利用者の負担軽減を図るため、免許人等各関係団体に対する個別訪問や説明会開催など、周知活動による「オンライン申請」を促進する。

Ⅲ 安全・安心なＩＣＴの環境の確保

青少年が安全・安心にインターネットを利用できるよう周知啓発の強化、電気通信サービスの消費者トラブルに対応する環境整備の促進など、利用者利益の確保を図ります。

また、災害時における通信体制の確保や船舶が安全・安心して航行できる新たな通信システムの普及促進に取り組んでいきます。

無線利用者が安全・安心に利用できるように電波の混信妨害の迅速対応や違法・不法無線局への対応強化、製造業者等への周知・啓発などの、電波利用環境の整備に取り組んでいく。

1 利用者利益の確保

(1) 情報セキュリティの周知啓発の充実、強化【拡充】

ＩＣＴ利活用を促進するため、青少年の安全・安心なインターネット利用を啓発するe-ネットキャラバンやセキュリティ・セミナーを開催する。

(2) 電気通信サービスの消費者トラブルに対応する環境整備の促進【継続】

平成21年度に設置した四国電気通信消費者支援連絡会を継続的に開催すると共に、内容の充実を図ることで、消費生活センター、電気通信事業者、行政の連携を強化し、環境整備を促進する。

(3) 電波の人体への影響等に係る周知・啓発【継続】

一般国民と専門家とのリスクに関する知識のギャップを埋めるため、説明会において双方向の情報交換（リスクコミュニケーション）を行う。

2 安全・安心な通信システムの確保

(1) 災害時における通信体制の確保【継続】

住民に的確に防災関係情報が伝達できる防災行政無線の整備を促進するとともに、非常通信訓練や非常通信体制の点検の実施により、災害時等に通常の通信ルートが使用不能となった場合の通信体制の確保を図る。

(2) 船舶の安全・安心を目指した新しい海上通信システムの普及促進【継続】

「小型船舶救急連絡システム」や「船舶共通通信システム」について、電波法令周知会等における周知広報や各県の漁業関係部署、無線漁業組合等への協力要請等により、同システムの普及促進を図る。

3 混信妨害への迅速対応及び違法・不法無線局への対応強化【継続】

誰もが安全・安心に電波の利便性を享受できるクリーンな電波利用環境の維持・形

成のため、国民の生命・財産に関わるような重要無線通信妨害をはじめ混信妨害申告への迅速対応、違法無線局の規正強化、捜査関係機関との連携強化や電波監視システムの有効活用を図り、電波秩序を乱す不法・違法無線局の排除に取り組む。

4 電波利用環境の整備

(1) 製造販売業者への周知・啓発【継続】

技術基準適合証明マークの付いている機器の販売及び微弱の基準を超えた違法機器の販売自粛に加えて、不法・違法機器の販売を行った場合は不法開設の幫助罪が適用される可能性があることを示唆・強調した周知・啓発等を実施する。

(2) 電波適正利用推進員の活動強化【拡充】

不法無線局対策の充実のため、電波適正利用推進員の中から特別推進員（平成23年度から制度化）を委嘱し、アマチュア無線及び小電力無線に係る申告など比較的軽微なものについて、無線局の所在確認、違反して運用している状況確認等の初動調査を実施する。

(3) 民間の能力を活用した登録検査等事業者制度の普及及び適切な監督【新規】

平成22年12月3日の電波法の改正により、判定まで行える登録検査等事業者制度が導入された。その普及のため説明会等を開催し、また、登録検査等事業者の実態把握を実施するなど、適切な監督を行う。